

一般社団法人日本物理教育学会行動規範

(前文)

一般社団法人日本物理教育学会は、本学会の目的である物理教育の振興に寄与するための活動に際して、社会における使命と果たすべき責任があることを自覚し、自らの行動を律する指針として、本行動規範を定める。

(1) (責任)

一般社団法人日本物理教育学会会員（以下会員と略す）は、常に高い倫理意識のもと誠実に行動しながら、物理教育の振興に寄与することで社会へ貢献する。

(2) (研究倫理)

会員は、研究の過程および成果発表において、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正行為を成さない。また、自らの研究に関連した他者の貢献を誠実に評価し、研究成果の公表に際しては適切に明示する。なお、研究に関する情報は、適切に記録し保存する。

(3) (他者との関係)

会員は、他者の研究を正当に評価する。批判すべきは 理由を明確にしつつ批判し、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実に対応する。

(4) (人材育成、教育活動)

会員は、物理教育の振興に資する人材の育成を心がける。初等中等教育、高等教育などの枠組みにとらわれず、物理教育を基盤とした次世代育成のための教育活動に幅広く取り組む。

(5) (人権保護と法令等の遵守)

会員は、研究・教育・学会等の活動において、人権や個人情報の保護を義務とし、法令やガイドラインを遵守する。

(6) (差別・ハラスメントの排除)

会員は、研究・教育・学会等の活動において、人種、性、地位、思想、宗教などによる差別およびハラスメントに該当する行為をしない。

(7) (利益相反)

会員は、自らが行う研究、教育、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。